

宮城県松くい虫防除対策協議会の概要

1 設置の位置付け

森林資源の保護及び森林のもつ公益的機能の保全に資するため、松くい虫被害対策に必要な事項の策定又は変更について、関係行政機関、農林水産業関係者及び環境の保全に関する有識者等で構成された委員の意見を聴くために設置するもの。

→ 当協議会の意見を踏まえて作成した案に対し、関係市町村長の意見を聴いた上で、
宮城県森林審議会森林保護部会に諮問する。

2 宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領で定める協議事項

- ① 宮城県防除実施基準の策定又は変更に関し必要な事項（該当なし）
- ② **高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に関し必要な事項**
 - 協議事項 1 「高度公益機能森林の区域の指定（案）について」
- ③ 樹種転換促進指針の策定又は変更に関し必要な事項（該当なし）
- ④ 地区防除指針の策定又は変更に関し必要な事項（該当なし）
- ⑤ **命令防除の実施区域に関し必要な事項**
 - 協議事項 2 「令和 8 年度農林水産大臣命令の区域（案）について」
- ⑥ **その他松くい虫被害対策に必要な事項**
 - 協議事項 3 「宮城県内国有林における高度公益機能森林および被害拡大防止森林の区域指定（案）について」

(参考)

項目	概要	手続きの種類	当協議会への協議	
			要	不要
宮城県防除実施基準	ヘリコプターによる薬剤散布が実施可能な森林の区域や、実施の際の留意事項等を定めたもの。	策定または変更	○	
対策対象松林	高度公益機能森林の区域	区域の変更	○	
	被害拡大防森林の区域	上記うち、松林の消失に伴う区域の解除		○
樹種転換促進指針	樹種転換に係る施業に関する事項や、樹種転換の促進を図る上で森林組合等の果たす役割等を定めたもの。	区域の変更	○	
		上記うち、松林の消失に伴う区域の解除		○
地区防除指針	市町村が行う自主防除措置の対象となる松林の基準に関する事項や、留意事項を定めたもの。	策定または変更	○	
農林水産大臣命令の区域	被害最先端地域に対する農林水産大臣からの駆除命令を受け実施する事業（搬出を伴う駆除、くん蒸による駆除、樹幹注入等）の対象地域を定めたもの。	区域の決定	○	

○ 今回該当

協議事項に関する関係法令等（抜粋）

（1）高度公益機能森林の区域の指定（案）について

＜根拠法令＞

○ 森林病害虫等防除法第7条の5第1項

都道府県知事は、（～略～）松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

○ 森林病害虫等防除法第7条の5第2項

都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

＜根拠通知＞

○ 平成9年4月1日付け9林野造第104号 「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、樹種転換促進指針の策定、地区防除指針の策定並びに地区実施計画の策定について」

2 (1) 事前に（～略～）必要な関係部局と連絡協議の上、森林病害虫等防除連絡協議会の意見を聴いて高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）を作成する。

2 (3) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。

3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定の基本的な考え方（抜粋）
～適合する森林の区域について指定するものとする。なお、樹種転換等により特定森林でなくなった森林については、適宜指定の解除を行うこととする。※1

※1 特定森林（松林）でなくなった区域の指定の解除は、報告事項とされている。

（2）令和8年度農林水産大臣命令の区域（案）について

＜根拠法令＞

○ 宮城県森林審議会規程（抜粋）

第8条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。

3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第3条第1項第4号（樹幹注入）及び同条第2項（特別伐倒駆除）の規定による命令、（～略～）に関すること。

○ 宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領（抜粋）

（協議事項）

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（1）～（4）略

（5）命令防除の実施区域に関し必要な事項

（3）宮城県内国有林における高度公益機能森林および被害拡大防止森林の区域指定（案）について

＜根拠通知＞

○ 平成9年4月7日付け9林野業一第18号 「国有林における高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定並びに樹種転換促進指針の指定について」

2 (1) 事前に（～略～）必要な関係者と連携し、森林病害虫等防除に係る連絡協議会における意見を参照して高度公益機能森林等の指定等の案（変更案）を作成する。